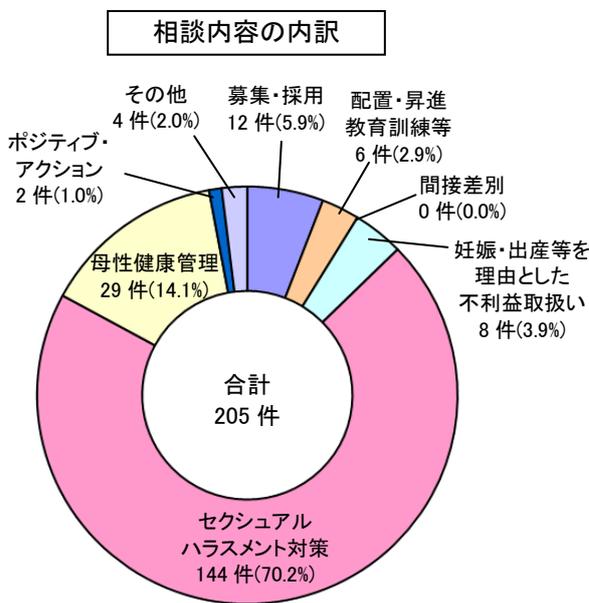


高知労働局雇用均等室における相談・指導等の状況 (平成23年度)

I 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の業務

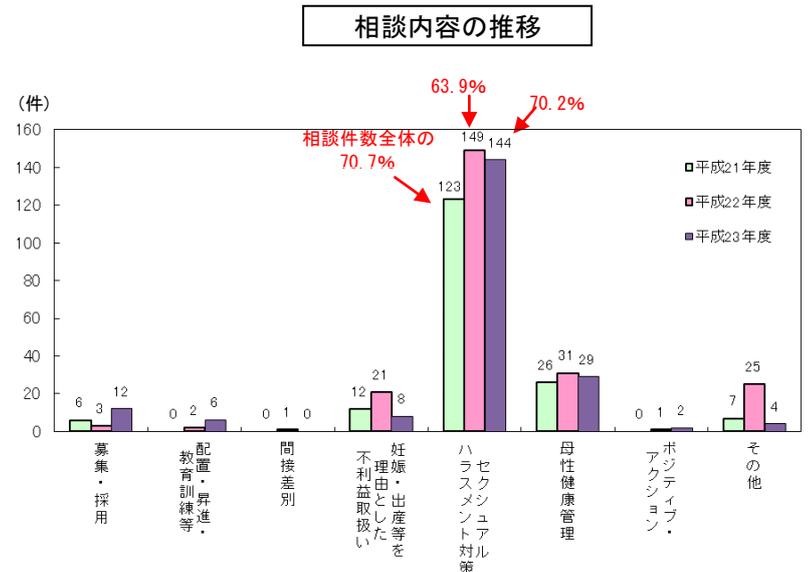
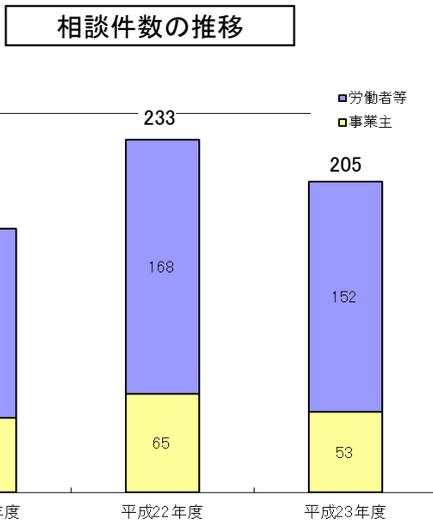
1 男女雇用機会均等法に係る相談の状況

- 相談件数は 205 件と昨年度より減少した。
- セクシュアルハラスメントに関する相談件数は 144 件で全体の 70.2%を占めた。女性労働者からの相談件数 102 件のうち、セクシュアルハラスメントに関する相談は 75 件と 73.5%を占め高い割合で推移。男性労働者からの相談も 12 件寄せられた。



	女性労働者	男性労働者	事業主	その他	合計
第 5 条関係 (募集・採用)	2	2	3	5	12
第 6 条関係 (配置・昇進・降格・教育訓練等)	3	0	0	3	6
第 7 条関係 (間接差別)	0	0	0	0	0
第 9 条関係 (婚姻、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い)	5	0	2	1	8
第 11 条関係 (セクシュアルハラスメント)	75	12	32	25	144
第 12 条、第 13 条関係 (母性健康管理)	15	0	13	1	29
第 14 条関係 (ポジティブ・アクション)	0	0	1	1	2
その他	2	0	2	0	4
合計	102	14	53	36	205

内容の詳細は資料 2 参照



(注) 「その他」には、賃金・労働時間・深夜業の男女均等取扱等に関する相談が含まれる。

* 紛争解決援助の制度について

雇用均等室では、労働者と事業主との間で男女均等取扱い等を巡り紛争が生じた場合に「労働局長の援助」制度や「調停」制度の活用により解決に向けた援助を行っています。

2 労働局長の援助(法第 17 条)

○ 労働局長の援助申立ては 5 件あり、すべてセクハラに関するものであった。

	件 数		
	21 年度	22 年度	23 年度
法第 6 条関係 (配 置 ・ 昇 進 ・ 教 育 訓 練 等)	0	0	0
法第 9 条関係 (妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い)	2	1	0
法第 11 条関係 (セクシュアルハラスメント対策)	4	5	5
計	6	6	5

3 機会均等調停会議による調停(法第 18 条)

	件 数		
	21 年度	22 年度	23 年度
法第 6 条関係 (配 置 ・ 昇 進 ・ 教 育 訓 練 等)	0	0	0
法第 9 条関係 (妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い)	1	0	0
法第 11 条関係 (セクシュアルハラスメント対策)	0	1	0
計	1	1	0

4 行政指導の状況(法第 29 条に基づく助言等)

○ 相談を端緒として、あるいは計画的に 86 社に対し報告徴収を行い、361 件の助言・指導等を行った。指導事項は、昨年度に引き続き、セクシュアルハラスメント措置に関するものが 324 件と全体の 89.8%を占めた。

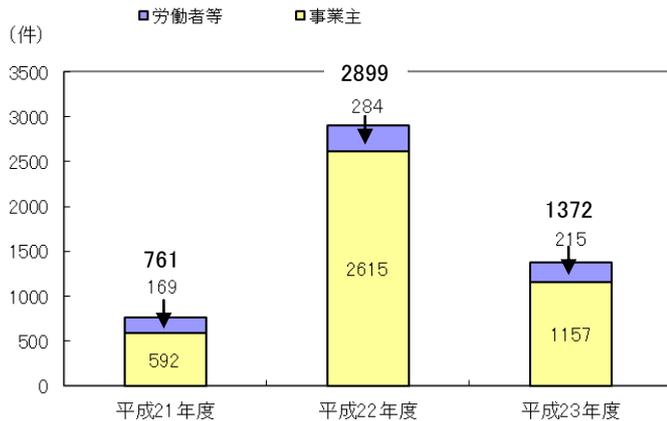
	件 数								
	21 年度			22 年度			23 年度		
	助言	指導	勧告	助言	指導	勧告	助言	指導	勧告
法第 5 条関係 (募 集 ・ 採 用)	2	2	0	1	1	0	0	0	0
法第 6 条関係 (配置・昇進・教育訓練等)	2	2	0	3	3	0	0	0	0
法第 9 条関係 (妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い)	0	0	0	1	1	0	0	0	0
法第 11 条関係 (セクシュアルハラスメント対策)	179	137	0	93	77	0	172	152	0
法第 12・13 条関係 (母 性 健 康 管 理)	59	0	0	40	0	0	37	0	0
計	242	141	0	138	82	0	209	152	0

Ⅱ 職業生活と家庭生活との両立支援対策

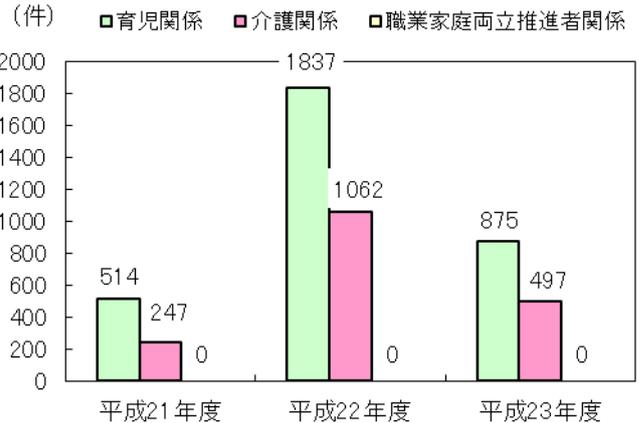
1 育児・介護休業法に係る相談の状況

- 相談件数は1372件と法改正のあった昨年度より大幅に減少した。
- 労働者からの相談のうち、「育児休業を取得できない」など育児休業に関するものや、「休業したことを理由に退職勧奨された」、「復帰後パートに身分変更された」などの不利益取扱いに関する相談が平成21年度から徐々に増加している。

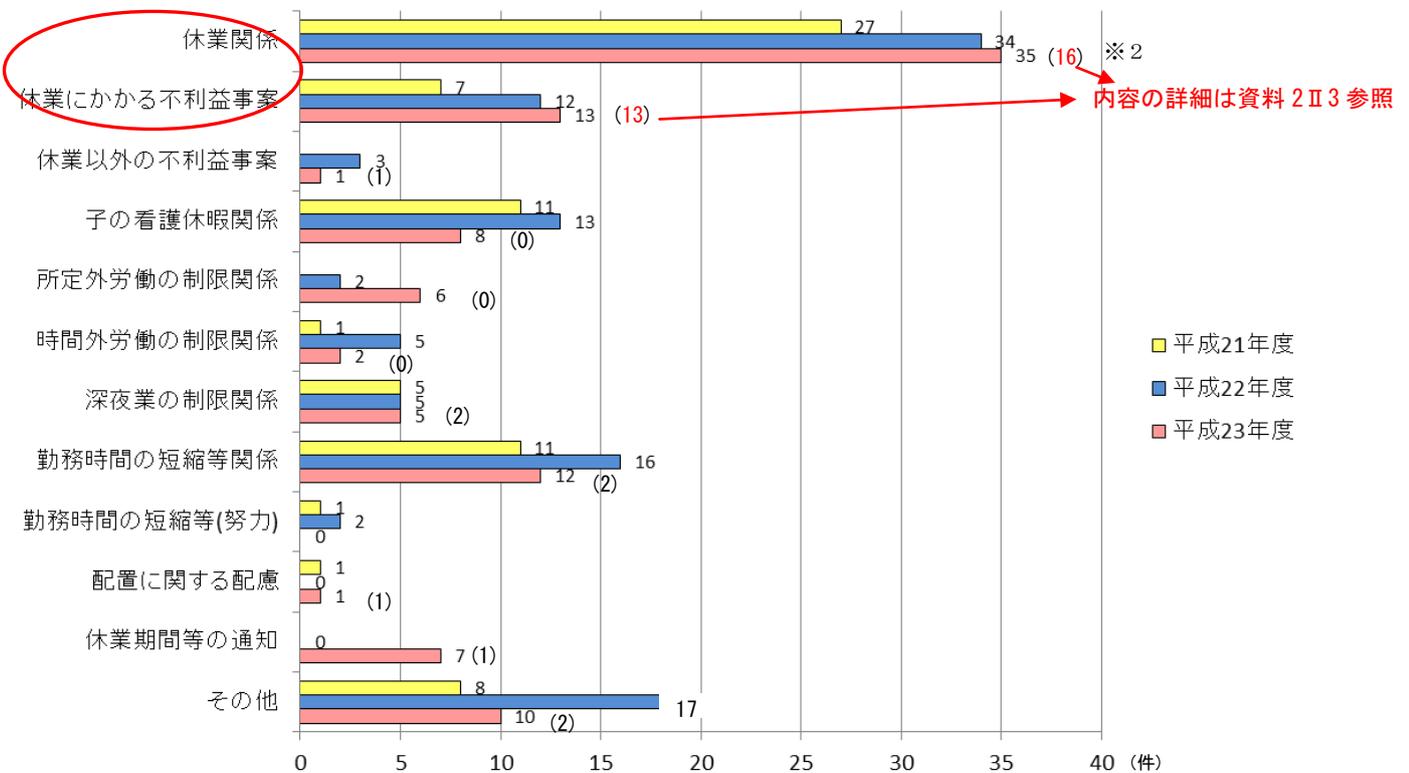
相談件数の推移



相談内容の推移



労働者からの育児休業等に関する相談内容の内訳



※1 相談には育児、介護休業法上の各制度に関するものを含む。

※2 ()内の数字は平成23年度に受理した相談のうち、労働者の権利等に関する相談件数。

※3 「休業以外の不利益事案」、「所定外労働の制限関係」、「休業期間の通知」の項目は、平成22年度以降新設。

2 労働局長の援助(法第 52 条の 4) (平成 21 年 9 月 30 日 制度開始)

	件 数		
	21 年度	22 年度	23 年度
育 児 関 係	0	1	0
介 護 関 係	0	1	0

3 両立支援調停会議による調停(法第 52 条の 5) (平成 22 年 4 月 1 日 制度開始)

	件 数	
	22 年度	23 年度
育 児 関 係	0	0
介 護 関 係	0	0

4 行政指導の状況(法第 56 条に基づく助言等)

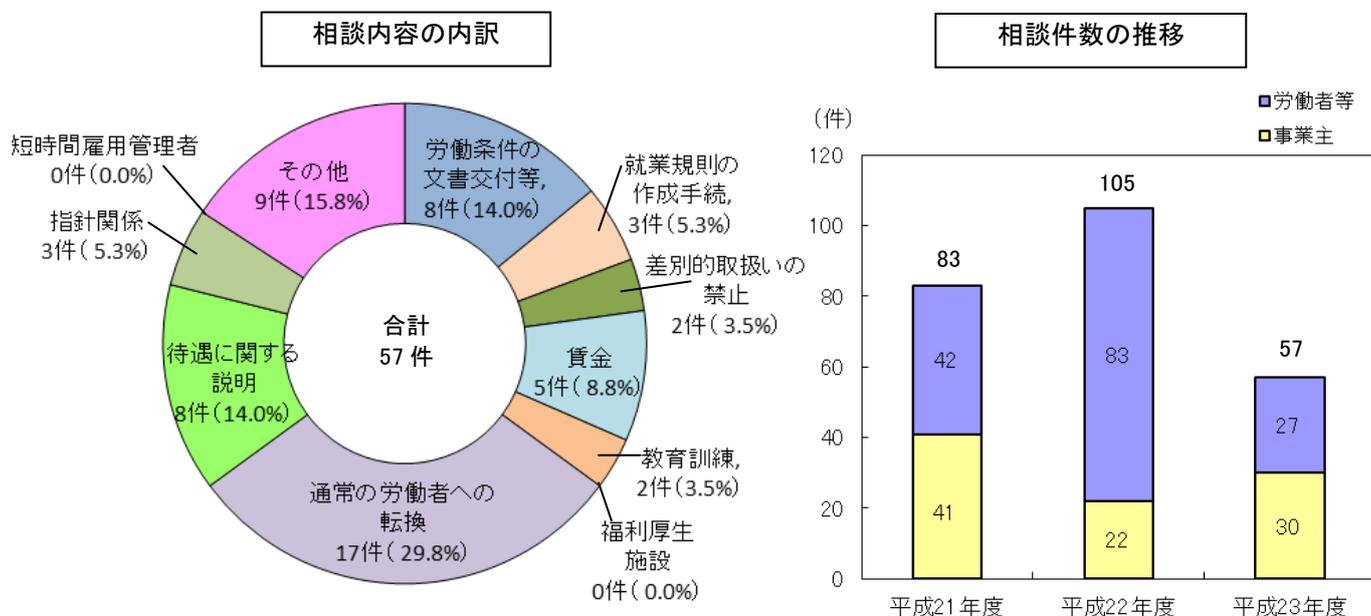
- 相談を端緒として、あるいは計画的に 112 社に対し報告徴収を行い、285 件の助言・指導等を行った。

事 項	件 数								
	21 年度			22 年度			23 年度		
	助言	指導	勧告	助言	指導	勧告	助言	指導	勧告
育 児 関 係	372	0	0	114	0	0	172	7	0
介 護 関 係	259	0	0	47	0	0	76	3	0
職業家庭両立推進者関係	126	-	-	37	-	-	27	-	-
計	757	0	0	198	0	0	275	10	0

Ⅲ パートタイム労働対策

1 パートタイム労働法に係る相談の状況

- 相談件数は57件と昨年度より減少した。
相談内容は「通常の労働者への転換措置」に関するものが最多。次いで「労働条件の文書交付等」「待遇に関する説明」となっている。



2 労働局長の援助(法第21条)(平成20年4月1日 制度開始)

0件(平成20年度以降0件)

3 均衡待遇調停会議による調停(法第22条)(平成20年4月1日 制度開始)

0件(平成20年度以降0件)

4 行政指導の状況(法第16条に基づく助言等)

- 相談を端緒として、あるいは計画的に142社に対し報告徴収を行い、225件の助言・指導等を行った。

	21年度			22年度			23年度		
	助言	指導	勧告	助言	指導	勧告	助言	指導	勧告
法第6条(労働条件の文書交付等)	55	0	0	68	0	0	61	1	0
法第7条(就業規則の作成手続)	3	0	0	60	0	0	61	0	0
法第9条第1項(賃金)	13	0	0	38	0	0	33	0	0
法第10条(教育訓練)	2	0	0	0	0	0	0	0	0
法第12条(通常の労働者への転換)	75	0	0	37	0	0	22	1	0
法第15条(短時間雇用管理者の選任)	23	0	0	44	0	0	41	0	0
指針第2(基本的考え方)	11	0	0	24	0	0	5	0	0
計	182	0	0	271	0	0	223	2	0

